

平成27年2月27日

# 産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成27年2月27日(金) 午前 9時58分開会  
午後 2時29分閉会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、中面幸人委員、  
鳥飼光明委員、大田重男委員、濱崎國治委員  
石澤正彰委員、竹原恵美委員

4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼

5. 説明員

・生きがい対策課	・水産林務課
課長 早瀬 則浩 君	課長 馬見塚徹雄
課長補佐 牛濱 美紀 君	係長 大野 勇人
係長 新坂 謙二 君	係長 大石 直樹
係長 中園 修 君	・商工観光課
係長 猿楽 浩士 君	課長 堂之下浩子 君
・健康増進課	課長補佐 松崎 浩幸 君
課長 佐潟 進 君	・都市建設課
課長補佐 内園久仁代 君	課長 西園 善信 君
主幹 竹原美佐子 君	課長補佐 富吉 良次 君
係長 勢屋 伸一 君	課長補佐 松田 高明 君
係長 牛濱 睦郎 君	係長 下澤 克宏 君
係長 新町 勝利 君	係長 大田 省吾 君
・税務課	・水道課
課長 川畑 宏之 君	課長 浦 雅智 君
係長 大下本 護 君	課長補佐 垂 義継 君
・農政課	係長 田原 勝矢 君
課長 谷口 義美 君	
課長補佐 山平 俊治 君	
係長 濱崎 久朗 君	
係長 牧内 達志 君	

6. 会議に付した事件

- ・議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)
- ・議案第6号 平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第7号 平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第9号 平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第3号)

- ・ 議案第10号 平成26年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第22号 阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- ・ 議案第23号 阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- ・ 議案第24号 阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第25号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第26号 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第27号 阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第28号 阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第29号 阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第30号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

## 7. 議事の経過概要

別紙のとおり

## 審査の経過概要

### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ただいまから産業厚生委員会を開会します。

平成27年2月26日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）のうち、第1条第2項第1表中、所管に属する歳入歳出及び第2条第2表、第3条第3表及び第4条第4表中、所管に属する事項、ほか補正予算4件、条例の制定に関する議案等9件、以上、14件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程は、お手元に配布してありますとおり、本日と3月2日の2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

ご異議なしと認め、本日と3月2日の2日間といたします。

それでは、執行部の出席をお願いいたします。

（農政課 入室）

### 産業厚生委員長（野畑直委員）

議案第5号中、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

### 谷口農政課長

議案第5号、平成26年度一般会計補正予算第8号のうち、農政課所管分についてご説明いたします。

それでは、まず、歳出についてご説明いたします。

予算書の20ページをお開きください。今回の補正予算のうち、6款農林水産業費1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の537万9千円の減額でございますが、まず、補助金の鳥獣被害防止対策協議会補助金655万7千円の減額は、鳥獣被害対策実践事業で防護柵設置を計画していた鳩之浦西地区が辞退されたことに伴う減額でございます。また、農業・農村活性化推進施設等整備事業168万3千円と連作障害対策土壌消毒事業88万9千円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。交付金の青年就農給付金375万円の増額は、今回の国の補正予算枠として青年就農給付金事業が次年度分を前倒しで交付することになり、7名に対する追加分として増額するものでございます。

次に、5目農地費19節負担金補助及び交付金の703万4千円の減額でございますが、中山間地域総合整備事業阿久根北部地区をはじめとした、主に県営事業の事業実施に伴う阿久根市負担金で、事業費が確定したことに伴う減額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。17ページをお開きください。

14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の392万9千円の減額は、農業・農村活性化推進施設等整備事業費112万2千円と鳥獣被害対策実践事業費655万7千円の減額及び青年就農給付金事業費の375万円の減額（訂正あり）は、事業費の確定に伴う調整でございます。

20款市債1項5目農林水産業債1節農業債の340万円の減額は、県営中山間地域総合整備事業債320万円と県営農地整備事業債90万円の減額及び県営防災ダム事業債70万円の増額は、事業費の確定に伴う調整でございます。

また、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費、6款農林水産業費1項農業費、

事業名、農業振興地域整備促進事業356万4千円は、現在、農業振興地域整備計画の全体見直しのため、阿久根市農業振興地域整備計画書策定業務を委託し実施中ではありますが、関係機関との協議等の調整に時間を要したことから、年度内の完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わりますが、質問につきましては私と担当係長でお答え致しますので、よろしく申し上げます。なお、先ほど青年給付金につき375万円の減額と言いましたけれども、増額の間違いでございました。訂正をお願いいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 中面幸人委員

20ページのですね、6款1項3目19節の鳥獣被害対策実践事業のですね、減の655万7千円でございますけども、この橋之浦地区が辞退されたという理由は何ですか。

#### 谷口農政課長

地元のほうです、要望をあらかじめ昨年取っていたんですけども、再度地域の皆さん方で話をされた結果、どうしても皆さんのまとまりがつかずにですね、今回は辞退をせざるを得んなどといったことで報告をされたものでございまして、その分が減額なったということでございます。

#### 中面幸人委員

これは同時に尾崎と田代地区、3地区モデルの分だと思っておりますけど、ほかの地区については最初のとおりされたわけですね。

#### 谷口農政課長

当然、そのとおりでございます。

#### 中面幸人委員

この減になったわけなんですけど、ほかの地区については希望するところはその時点ではなかったのですか。

#### 谷口農政課長

ほかのところについては、特にございませんでした。

#### 中面幸人委員

これはですね、今、水産林務課で捕獲のほうは相当な実績を上げてですね、捕獲頭数も上がっているんですけど、それと同時にやはりこの侵入防止柵もですね、大変大事なものだ。私たちも、自分たちの委員会でもですね、相当勉強した事業でもありますから、今後ですね、どのような形になっていくんですか。事業は。希望する地区はあるんですか。

#### 谷口農政課長

毎年ですね、年度当初、小組合長会とかあるいはそういったところで事業説明もやっております、そういう希望等があるところにつきましては、当然、私どもとしても県のほうにお願いをして事業化を目指していくということは変わりませんで、要望があればやっていきたいと思っております。

#### 中面幸人委員

自分たちの地区でもですね、しなければならぬ、当然すればいいなというところがあるんですよ、あとこれが例えば、材料については国が支給しますけども、施工のほうはその地域でなければならぬというのもあるので、案外その辺あたりがちょっとネックかなと思ったりするんですけど、やはりその辺をですね、やっぱり充分地域に説明をして、特に私たちが視察に行った武雄なんかはですね、相当進捗率も進んでるんですけど、もう少し周

知をですね、私はするべきかなというふうに思っている。特にですね、中山間事業なんかでですね、整備されたところというのはですね、道路敷、河川敷というところ、きれいに、なんげ、くくれると思うのでですね、もう少しやっぱり地域の人たちに周知すべきだと思うんですけど、今後私的には進めていってほしい事業だと思いますがどうですか。

#### 谷口農政課長

当然私どもも農作物の被害が少しでも少なく、農家所得が上がるようにと、そういった思いはあります。先ほども申し上げましたとおり、いろんな機会があるごとにこういった事業等についても説明はしているんですけど、議員さんがおっしゃったように、ものは確かに100%補助です。ただ地元の皆さん方で設置をせないかん。その労力の部分といった部分で非常に問題があるところが一つはあるし、あと団地内の方がですね、すべての皆さん方が結束されて話し合いがうまくいけばいけるんですけど、今回、槇之浦につきましてもその中で反対をされる方があって、その結果的にまとまりがつかなかったという状況もございまして、そこがやはり集落でのいわゆる話し合い活動がうまくいっているところはスムーズに事業化もできるというふうに私も思っておりますので、今後こういった要望等があれば私どもは当然県のほうにはお願いをしていくというスタンスは変わりませんので、当然、事あるごとに事業の説明はしていきたいというふうに思っています。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

#### 濱崎國治委員

ただいまの農業振興費の655万7千円の減額が、一部地域がまとまらずに減額という話ですが、先ほどの中面委員からの話があったとおり、非常に100%補助ということで非常に有利な事業ではないかなという気がいたします。そこで、今回は、平成26年度は補正で減額されますけど、地元が再度まとめて申請があったときには、これについては採択されるという可能性はあるんですか。

#### 谷口農政課長

当然地域がまとめて申請が上がってくると、採択は可能だというふうに考えております。

#### 濱崎國治委員

これについては、例えば、27年度中にでもまとまれば、そういう要望があれば補正でもという考えはできるんですか。

#### 谷口農政課長

当然、そこは県のほうの予算枠もあるでしょうけれども、もし入れ込めるとするならば、そこは力一杯私どもも対応していきたいと思っています。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

#### 鳥飼光明委員

参考までに聞きたいんですが、同じ農業振興費の中でですね、交付金の青年就農給付金、これが7名ということで大変喜ばしいこととありますが、年齢的にはどのくらいなんですか。

#### 谷口農政課長

交付金をいただけるのは、45歳までが年齢制限になっておりますけど、現在いただいていらっしゃる方の年齢をそれぞれ申し上げますと、22歳が一人、38歳が一人、40歳が一人、36歳が一人、33歳が二人、すいません、40歳が二人でした。ごめんなさい。すいません、失礼しました。以上です。

## 鳥飼光明委員

わかりました。もう一つですね、お聞きしたいんですが、農地費の中で中山間地域総合整備事業北部が終わったと、こういうことでありますが、確定によって総事業費は幾らかかったのか、ちょっと教えてください。北部は私なんか関係するところですので。

## 谷口農政課長

中山間地域総合整備事業阿久根北部地区ですけど、26年度までの事業が完了で事業そのものの全体としては、27年度が完了でございます。まだ、したがいまして、まだ今のところですね、はっきりとしたところは言えませんが、27年度までの事業を3千万まで入れると19億5,759万5千円ということになるようでございます。

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

## 石澤正彰委員

さっき濱崎委員の念押しになるんですが、しつこいようですが、槁之浦が辞退しましたよね、今年度、27年度に話がまとまった、ほいじゃということでもた申請がある、槁之浦は1回辞退したやろって、ていうことはないわけですね。

## 谷口農政課長

そういうことは決してございませんので。

[石澤正彰委員「念押しのために、すみません」と発言する者あり]

## 大田重男委員

今に関連してなんですけど、確かに防止柵ですか、あれを見ると武雄とか唐津に見に行きました。しかし、あれよりかはるかにいい防護柵だと私は思っています。だから、現場を見てですね、その見ないまでは非常に難しい作業なのかと実際思ったんですよ、しかし、実際、現場を見てこれはできるんじゃないかということなんです、だから私も尻無の小麦地区というのは、シカとイノシシはものすごい多いところなんです。だから、その集落の役員の人にいつもシカとかイノシシの被害はあるんだと、じゃあねち、集落でちょっと話をしてみなさいと、それでもしあれであったら自分たちでも現場を見に行き、そしたらどうかつうことで話しているんですけど、やっぱりそういった例えば地区でですね、声がでたら農政課のほうで案内してもらってそういう作業を私はしてもらいたいと思うんですよ。確かに頭で考えている以上にやりやすい作業ではないかなと私は思ったんですけど。どうですかね。

## 谷口農政課長

確かにですね、各集落、私先ほど申しましたとおり、各集落のまとまりがないと一定程度のエリアを囲むとなりますと、皆さんが共同で出て作業していただくこととなります。それから、その団地内の皆さん方もみんながオーケーという状況にならないとできないということもございまして。あとあと設置した後も、確か10年間の契約を結んでその中で維持管理をきちんとやっていただくということもございまして、そういったところまで皆さん方がきちんと話ができてですね、要望が上がってくると、例えば今やっぴらとところが尾崎とか先ほどあった田代、それから槁之浦西も一部はされておりますので、そういったところは案内してそのときの作業の状況であったり、その土地の方にですね、話をさせていただいてこういうふうにしたらこういうふうにできたよということも、その次に申込みをされるころには非常に理解できるような話ができるんじゃないかというのは思っていますので、ぜひあのそういったところがあれば、ぜひ農政課のほうにまた話に来ていただいて、私どもも案内をして一緒に取り組んでいけたらというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひします。

## 山平課長補佐

今、防護柵の関係でいろいろ質問がでておりますが、やっぱり、防護柵の中でいちばん設置に関してその前に運搬していくというのが、地理的条件にもよりますが、例えば田代とかは田んぼで周囲に道路があったりとかして運搬がものすごくしやすいです。ただ、尾崎のボンタン園とか槁之浦につきましては、かなり段差のある地区と山林の中を通していますので、そこまで持っていく運搬にもものすごく労力が必要となりますので、そこら辺がネックの一つはなったのかなといふうに考えているところです。

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 10:18 ~ 10:21)

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第5号中、農政課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(農政課 退室)

(水産林務課 入室)

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第5号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

## 馬見塚水産林務課長

それでは、水産林務課が所管します平成26年度一般会計補正予算第8号についてご説明いたします。それでは、歳出についてご説明いたします。予算書の21ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費の15節工事請負費の228万3千円は、臨時交付金事業、作業道鷹首線舗装工事の執行残170万円の減額、元気臨時交付金事業、林道上床線舗装工事の執行残3万1千円と林道白木川線外1線舗装工事の執行残27万5千円、それから、がんばる臨時交付金事業、林道上床線舗装工事の執行残27万7千円をそれぞれ減額するものであります。それから、同目の19節負担金補助及び交付金の1,766万2千円のうち、負担金の200万円は県営県単治山事業で、本年度、尾崎地区の鎌津倉地区の治山事業を計画しておりましたが、平成27年度に一般公共治山事業で実施することになったことから、全額減額補正するものであります。次に同節の補助金1,980万円は、有害鳥獣捕獲事業の実績による増額補正であります。先ほど資料をお配りしましたので、資料を見ながらお聞きください。増額補正の主な理由は、猪被害防止事業217万5千円であります。鳥類捕獲の活動費を延べ300人分から210人分へ減額13万5千円と獣類捕獲の活動費を延べ4,000人分から6,320人分への増額232万円であります。また、イノシカ肉流通対策事業1,762万5千円の増額補正であります。当初予算では解体作業及び解体指導の頭数を800頭計上していましたが、12月までの捕獲頭数がイノシシ350頭、シカ585頭の935頭であり、イノシシが猟期中、猟期中というのが11月15日から12月31日までの101頭であります。1月から3月までを222頭と推計し572頭、シカが猟期中に120頭であり、1月から3月までを264頭と推計し849頭として、イノシシ、シカを合わせて1,421頭になることから、621頭の増で1,242万円の増額でありま



す。これに伴い、その処理費用も186万3千円の増額補正になります。それから、猟期中に捕獲したイノシシ、シカに対する助成であります。いわゆるこれは捕獲謝金であります。当初予算では150頭を計上し90万円を予算計上しておりましたが、12月末までの捕獲実績としてイノシシが101頭であり、1月から3月までを222頭と推計し323頭、シカが12月末までに120頭であり、1月から3月までを264頭と推計し384頭として、平成26年度の捕獲実績がイノシシ、シカ合わせて707頭で557頭の増であり、334万2千円の増額補正であります。

なお、今年度の捕獲頭数増加の主な要因といたしましては、一つは、箱ワナ及びくくりワナの増加、それから二つ目に捕獲協会員及び協力員の見回りによる給餌等の作業、三つ目に国からの捕獲謝金の上乗せ、これは平成25年度から3年間、平成27年度までの処置であります。これによる捕獲協会員の狩猟意欲の向上、もう一つは、有害鳥獣捕獲協会員としてのいから阿久根の運営意識であると考えているところであります。また、同節の補助金13万8千円は、林業技術者集団育成確保対策事業の減額補正であります。減額補正の理由は、北薩森林組合の職員が退職したため、対象事業がなくなったためであります。

次に同項3目市有林造成費の88万9千円は、阿久根大島の松くい虫被害秋期駆除事業であります。松くい虫特別防除を5月に航空防除で実施した以降、松くい虫の被害がなく駆除を要しなかったため、減額補正するものであります。

次に予算書の22ページをお開きください。6款3項2目水産業振興費の19節負担金補助及び交付金の補助金236万1千円は、農林漁業体験民泊誘致事業であります。計画していた団体が事業を実施できなかったことから、減額補正するものであります。

次に6款3項4目漁港建設費の19節負担金補助及び交付金の負担金719万3千円は、県の事業実施による県への負担金の増額補正であります。事業内容につきましては、阿久根漁港水産基盤機能保全事業の浮桟橋係留杭、連絡橋補修、用地、輸送施設補修にかかわる事業費2,100万円の負担金の10分の2、400万円と漁港漁村活性化対策事業の赤瀬川地区船揚場新設にかかわる事業費3,030万円の負担金、これ10分の1でございますが、負担金の300万円でございます。それから県単漁港整備事業の事業費100万の負担金、10分の2の19万3千円あります。これは阿久根漁港、旧港の西側の係留護岸の係船環の設置であります。

以上で歳出を終わります。次に歳入についてご説明いたします。予算書の17ページにお戻りください。14款2項5目農林水産業費県補助金の2節林業費31万7千円は、歳出でご説明いたしましたが、松くい虫秋期駆除事業に伴う減額補正であります。次に20款1項5目農林水産業債の2節林業債の10万円は、これも歳出でご説明いたしました工事請負費の歳出補正に伴う減額補正であります。

次に18ページをお開きください。同目の3節水産業債の700万円は、これも歳出でご説明いたしました阿久根漁港水産基盤機能保全事業の歳出補正に伴う負担金の増額補正であります。

以上で水産林務課所管の補正予算の説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 中面幸人委員

21ページですね、6款2項2目19節の負担金補助及び交付金のところでございますが、先ほど資料をもらってですね、数字的に出していただいでよくわかります。この取り組

みはですね、こういうふうな形で実績が上がってきているんだなというふうに今わかりますが、一番目的は、例えば農業の、林業の被害の、言わば、防止というかですね、減少というかということでございますが、その辺あたりの、こういうふうに頭数がとれて被害なんかのそういう数字的なのはわかりませんか。

#### 馬見塚水産林務課長

ただいまの御質問は、こんだけとれているのに被害は減ったかということだと思いますが、数字的にはなかなかその被害額というのがなかなかつかめない状況であります。ただ、竹林のですね、タケノコとか栽培している方々に聞きますと、イノシシがちょっと少なくなったなという話は聞いておりますし、これだけとれているんだから被害もイコールかと言いますとなかなかそれまでもいかないんですけど、被害の把握というのがなかなか難しいのと、我々が思っているのは、結局、年間通じて被害の報告があります。農家とか林家からですね。その件数がですね、若干減ってきたのかなという気もしています。ということは、やはり被害もそれなりに減っているのではないかというふうに考えるところです。以上です。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに。

#### 石澤正彰委員

22ページ、6款3項2目ですね、民泊の取りやめになったのはビゴップさんというふう聞いていますが、これは水産林務課で後処理とかというのは、おやりになるわけじゃないんですよ。

#### 馬見塚水産林務課長

今御存じのように、この事業につきましては予定といたしましてビゴップに委託をしようというふうに考えておりましたけど、御存じのように倒産というか、なったものですから、破産ですかね、これが予定していたところですね、できなくなったということで、水産林務課の所管でありまして、これにつきましても昨年の決算特別委員会でもありましたようにですね、ほかの事業でもできなかった部分がありまして、これにつきましてもできなかった部分がありまして、これにつきましてもできなかったということでですね、昨日の本会議でもありましたけれども、これにつきましては職員でですね、全部は対応できなかったんですけど、予定されていた5校を受け入れを予定していたんですけども、3校しかできなかったということもありました。この事業につきましては、元々内容につきましてですが、委託する内容につきましてはですね、結局受け入れ家庭の増加とかあるいは受け入れ体制の充実を図るために予算化をしたものでありますので、その内容にいたしましては定期研修会の実施、定期研修会というのが、受け入れ家庭の実施ですね、その研修会。それと教育旅行時の引率者の対応、いわゆる先生方がですね、民家に子どもたちが行っているところにずっと回るということで、これは職員がずっとついて回って対応したということと、あるいはこの受け入れ家庭の発掘というのはなかなか時期的なものがありまして、少なかったこともありまして随分職員もですね、大変だったと思います。ということで本年度はこの事業が委託ができなかったということでもあります。以上です。

#### 石澤正彰委員

水産林務課が所管ということですので、私が一番何と言いますか、申し上げたいのはですね、後処理、要するに市民の税金で被害をこうむったわけですから、後の回収がどうなるとか、そういったことをですね、しっかり追求をしていただきたいなと思います。いろいろ聞いてますから法的に無理な部分もあるかもわかりませんが、よろしく願います。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

#### 中面幸人委員

今の件についてですけど、今阿久根もですね、交流人口をふやす政策とかこういう言わば、高校生のこういう受け入れとかですね、始めているわけですけども、今後先ほど言われたビゴップさんがだめだったら、何かほかにまたそういう受け入れ先というか、これも鹿児島の方にありますよね、一旦受け入れてそこから各地域に振り分けるというのがありますけども、あくまでもやっぱり、この市内にビゴップみたいな団体がなければ受け入れは不可能なんですか。

#### 馬見塚水産林務課長

今中面委員がおっしゃったように、今ビゴップがですね、そういうことで今後できなくなったということで、その委託先はですね、今後検討していきたい。ただし、できなくなるということではなくて、できるようにしていかなければいけないと思っておりますので、このとりわけ今やっているのは、高校生・中学生の修学旅行に合わせた受け入れということで、漁家、民家にその受け入れをしてもらっているところですので、今後ですね、こういう事業をですね、受け入れられるところを探していきたいと思っております。なお、この事業につきましては、平成27年度からですね、商工観光課のほうに移管するというようにしておりますので、それも承知していただければと思います。以上です。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

#### 松元薫久委員

今に関連して、議員と団体と語る会で漁協の方たちと語ったときに、この民泊事業を今水産林務課が請け負っているけど、外したほうがいいよとそのときに言われてました。漁協の方がですね、今課長が商工観光課に新年度はやるということなんで、当然そのほうがいいと思うんですね、やっぱり、このNPOというものの判断のしかたというのは非常に難しかったと思うんですけど、観光色の強いものですから水産林務課はもう少し別のところにエネルギーを注ぐべきだと私も思って、その漁協の人たちがそう言われてたということをお伝えしたかったんです。

[馬見塚水産林務課長「ありがとうございます」と発言]

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 10:42 ~ 10:43)

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかにないようでしたら、議案第5号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(水産林務課 退室)

(商工観光課 入室)

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第5号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求め

ます。

#### 堂之下商工観光課長

議案第5号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第8号のうち、商工観光課所管分についてご説明申し上げます。補正予算書の22ページをお開きください。

7款商工費1項商工費2目商工振興費18節備品購入費82万1千円の減額補正については、道の駅阿久根の備品購入費であり、冷凍オープンケースほか4点を購入しまして、その執行残を減額するものであります。

次に、3目観光費15節工事費56万2千円の減額補正は、阿久根大島行き渡船場空調機設置工事費の執行残であります。次に、18節備品購入費31万5千円の減額補正は、阿久根大島の施設の備品購入費であり、センターハウス医務室のエアコン等3点を購入しまして、その執行残であります。

今回の補正に係るものは、すべて市有施設整備基金を財源に充てているものでございます。

次に9ページをごらんください。第3表債務負担行為補正につきましては、9ページの下から6行目、市中小企業振興資金預託金が当課の所管分でございます。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに課長補佐から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 石澤正彰委員

22ページ、7款2項商工振興費で18節で道の駅の話がでましたよね、余分なことかもわかりませんが、聞くところによるとみやげものの万引きが結構あるんじゃないかという話を聞いているんですよ、食堂のですね、券売機を備えたほうがいいんじゃないかという話はお聞きになったことはありませんか。

#### 堂之下商工観光課長

その話については、私どもはまだきいておりません。

[石澤正彰委員「私のほうが先に聞いたんですね。」と発言]

#### 石澤正彰委員

そういう話を漏れ承ってますので、人員をふやすわけにはいかないでしょうし、食堂の券売機を置いたらですね、売店のほうにも目が届きやすいという意見を聞きましたので、検討をよろしくお願いいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに。

#### 竹原恵美委員

同じところの項目、備品購入費なんですけれども、この備品というのは、阿久根市が相手の要望を聞かずに買うものでは恐らくないかと思うんですが、撤退されるのが間近なのに、

[「道の駅では」と発言する者あり]

道の駅か。ごめん、間違えた。おれんじ鉄道かと思った。はい、結構です。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。休憩に入ります。

(休憩 10:48 ~ 10:49)

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第5号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(商工観光課 退室)

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

休憩に入ります。

(休憩 10:50 ～ 10:58)

(農政課長 入室)

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど農政課所管の分について課長の説明を求めましたが、課長のほうから訂正したい旨の申し出がありましたので、それを許可したいと思います。

**谷口農政課長**

中山間地域総合整備事業、総事業費、事業費といたしましては、先ほど言いました19億5,759万5千円ということでございます。ただこれにですね、工事雑費、あるいは事務費というものを含めると、総事業費といたしましては、20億8,927万4千円ということになりますので、皆さん方19億が残っていらっしゃるかどうかと思ったものですから、そこをちゃんとお伝えしたほうがいだろうという判断で、

[「28億」と発言する者あり]

20億、はい、20億8,927万4千円でございます。

[「了解」と発言する者あり]

そのようによろしくお願いします。

(農政課長 退室)

(都市建設課 入室)

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

次に、議案第5号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

**西園都市建設課長**

昨日の本会議におきまして当委員会付託になりました、平成26年度一般会計補正予算第8号のうち、都市建設課所管の主なものをご説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、第2表繰越明許費からご説明させていただきます。

8款土木費2項道路橋りょう費の道路新設単独事業中央線大川の3,008万6千円は、当該事業の17節公有財産購入費の金額148万8千円と22節補償補填及び補償金の工作物ほか補償費金額494万2千円、また建物補償金額2,365万6千円を繰り越すものであります。平成26年度事業としまして、工事区域内に用地2筆及び建物補償物件が1棟で交渉を重ねてきましたが、交渉成立と至っていない状況であります。現在も交渉中であることから、繰り越しを行い事業の適正化を図るものであります。

また、3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業南畑2地区の1,370万4千円は、平成26年7月の豪雨により、人家裏のがけ崩れが発生し補正第3号において計上しましたが、県単

急傾斜地崩壊対策事業の採択が10月と遅れ、工期の確保ため繰り越しを行い、適切な工程管理を図るものであります。

続きまして、11款災害復旧費6項土木施設災害復旧費の補助土木施設災害復旧事業河川災害復旧事業鶴見川の190万2千円について、平成26年9月の豪雨により鶴見川の左岸10mが崩壊したもので、補正第6号に予算計上しましたが工期の確保ため繰り越しを行い、適切な工程管理を図るものであります。

次に12ページをお願いします。第4表地方債補正の追加であります。地方道路等整備事業、県営急傾斜地崩壊対策事業、黒之浜港改修事業に対しまして、県への負担金部分を起債にて対応するものでございます。

13ページをお願いいたします。地方債補正の変更であります。下から4行目の急傾斜地崩壊対策事業及び街路整備事業並びに公営住宅建設事業でございますが、本年度の事業費の確定により起債額を変更しようとするものでございます。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、大川尻無区南畑地区の人家裏の崩壊復旧工事、街路整備事業は、都市再生整備事業阿久根中心市街地地区の2件の工事、公営住宅建設事業は、寺山住宅5号棟駐車場整備工事が対象となりました。

次に、補正予算に関する説明について、歳出からご説明いたします。説明書の22ページをお願いいたします。8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費19節負担金補助及び交付金150万円は、県が行う地方特定道路整備事業県道脇本赤瀬川線槁之浦工区の事業費の確定による阿久根市の負担金であります。槁之浦工区につきましては、事業費3,000万円に対する市の負担金であり、負担率5%であります。

説明書の23ページをお願いします。

3項河川費4目砂防費19節負担金補助及び交付金470万円は、県が行う県営急傾斜地崩壊対策事業仲仁田地区の事業費の確定による阿久根市の負担金であります。

仲仁田地区につきましては、事業費2,350万円に対する市の負担金であり、負担率20%であります。また、南畑2地区の県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、単独事業費1,500万円で県補助金750万円は、財源組替を行うものであります。補助率は県50%であり、県単事業の確定によるものです。採択は県の裁量で、当初は単独事業で計上したものであります。4項港湾費2目港湾建設費19節負担金補助及び交付金の800万円は、県管理の黒之浜港改修事業に係る護岸防波堤の調査測量設計業務委託費及び突堤本体部の工事等の事業費に対する市の負担金であります。事業費3,000万円に対する市の負担金であり、負担率は事業費の3分の0.8であります。5項都市計画費5目街路事業費は、市街地中心街の琴平港橋線安全施設工事及び浜町琴平南通り線ミニパーク整備工事を社会資本整備総合交付金2,400万円で整備を実施しており、財源の国県支出金が確定したことにより、市債及び市有施設整備基金の減額及び一般財源の増額を行う財源組替を行ったものであります。なお補助率は、30%が40%になったものです。6項住宅費2目住宅建設費15節工事請負費の85万7千円の減額につきましては、寺山住宅5号棟駐車場整備工事の事業費の確定により社会資本整備交付金等の配分に伴う事業費の減額をしたものであります。

次に歳入であります。17ページお戻りください。

13款国庫支出金2項国庫補助金7目土木費国庫補助金6節住宅費補助金42万9千円の減額は、社会資本整備総合交付金で寺山住宅5号棟の駐車場整備工事の事業確定により、国の補助金を42万9千円減額するものであり、補助率は50%であります。

14款県支出金2項県補助金7目土木費県補助金3節河川費補助金750万円は、県単急傾斜地崩壊対策事業費南畑2地区で事業費1,500万円の50%補助であります。

17款繰入金1項基金繰入金4目市有施設整備基金繰入金1節市有施設整備基金繰入金457万9千円の減額のうち、都市建設課分は210万2千円で、街路事業費の阿久根港本通り線歩道整備事業が補助率30%から40%に変更されたので、財源振替を行うものであります。

18ページをお願いします。20款市債1項市債7目土木債1節道路橋りょう債130万円は、地方特定道路整備事業県道脇本赤瀬川線嶋之浦工区の阿久根市の負担金に市債を充てるものであります。2節河川債330万円の減額は、県営急傾斜地崩壊対策事業の仲仁田地区の阿久根市の負担金に市債を充てる追加420万円と、県単急傾斜地崩壊対策事業南畑2地区の財源振替による起債額750万円を減額したものであります。3節港湾債720万円は、県管理の黒之浜港改修事業の確定により、市の負担金に市債を充当するものであります。4節都市計画費30万円の減額は、17款繰入金1項基金繰入金4目市有施設整備基金繰入金で報告しました、街路事業費の阿久根港本通り線歩道整備工事が補助率30%から40%に変更されたことにより、財源振替を行うものであります。5節住宅債60万円の減額は、寺山住宅5号棟の駐車場整備の事業費確定により、市の負担金分を相当する市債を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 大田重男委員

繰越明許のほうでですね、前からなんですけど市道中央線大川ですね、あそこ非常に都市建設課のほうで苦慮しているのはわかっているんです。だから、今大川4区の区長会とか（聴取不能）の話もあるんですけど、中には話は決裂したとかそういう変な噂が出ているんですね。だから、結局、今都市建設課としては展望というのかな、どういった状況ですかね。やっと二つあったのが1件は解決したんですよ、だから残るのは一つなんですよ、だから何らかの方法があれば、それはまた区のほうでも話し合いはしてもいいという話はしてるんですよ。

#### 西園都市建設課長

今大川区の改良工事に、あと残り160mがまだ工事が進んでいない区間であります。ここに土地と建物が補償がまだ進んでいない部分ということで、建物も土地も同じ所有者です。今、ここを交渉に入ってます、ある程度感触が得られまして、ある程度土地のほうもうまく調整しながらですね、何とか3月中には解決にもっていこうという形で頑張っている状況であります。

#### 大田重男委員

今話を聞いて、じゃ何とか3月中に解決できるような感じなんですね。

#### 西園都市建設課長

まだ、今度あと1回会ってですね、いろんなそこら辺の条件整理をまた伝えて、そしてそれを本人が納得していただければ、何とか3月中には終わるのかな、しかし、それを本人が不服とすればちょっとまた時間がかかってしまうというそういう状況です。だから、7割8割は何とかいけるんじゃないかなという状況で今交渉を続けているところです。以上です。

[大田重男委員「わかりました。また、」と発言]

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第5号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第30号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 西園都市建設課長

さきの本会議におきまして委員会付託となりました、議案第30号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

番所丘公園施設内の使用料のうち、グラウンドゴルフの使用料に関し変更するものであり、使用料を定めた別表第2の(4)のク、グラウンドゴルフの使用料をこれまで1ラウンドにつき、小・中・高校生は50円、大人の個人は100円、15人以上の団体で1人につき80円だったものを、2時間を基準として同料金に変更するものであります。また、その使用にあたっては使用時間が2時間未満の場合は2時間の使用料とし、さらに使用時間にかかわらず使用料の上限を1万円とするものであります。

最後に、附則は、この条例の施行日を平成27年4月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

質疑に対する答弁は、課長、不足の場合は担当係長が行ないますので、よろしくお願ひいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 濱崎國治委員

このグラウンドゴルフ場の使用料については、当産業厚生委員会でも非常に関心をもってですね、全員使用料の引き下げをというお願ひをしていたところですが、今回こういうことで議案として出てきたこと、大変よかったなと思っているんですが、この件についてグラウンドゴルフ協会等の団体との協議というのはされてこの案を出されたんですか。

#### 西園都市建設課長

グラウンドゴルフ協会等は3回の協議を行っております。昨年10月27日とそれから同じく11月17日、それから1月30日、3回行いまして、(聴取不能)、利用料金の1ラウンド100円は高いということで、2時間から3時間単位にできないかということと、それから利用料金団体用について、大会などの利用料金の変更はできないのかということと、現在、年1回大会を実施している1大会320人で2万5,600円だが、上限を1万円にしていだけないかという話と、それについては非常に運営費とかそういうので相当お金がいるという話であります。それから、利用時間について変更できないかというそういうのを受けて今回の協議をして、今回提案させていただいた中身で了解、協力がいただけるということで済んでおります。

#### 濱崎國治委員

えらい詳細にわたってお答えいただいたところですが、所管課としてですね、この今度の改正案についてどの程度の利用料の減少といいますか、引き下げになったという感じでいらっしゃるんですか。例えば、1ラウンドから2時間になったというこっでですね、所管課としてどのくらいの引き下げになったという感じでいらっしゃるんですか。

#### 西園都市建設課長

1ラウンド100円が2時間で100円ちゅうことで、その一概に実際2時間で3ラウンドから4ラウンドできるということであるんですが、それを単純に金額で割ってもなかなかほかの施設ということとしますと安くなったという感じはするんですが、2時間の利用にお



いて満足度とかあるいはそういう利用が促進できればということで、個々に単価を安くしたという感じではないです。ないということで、思っておるんですが。

#### 濱崎國治委員

私は所管課長とは若干この案を見てですね、1ラウンド100円が2時間で100円になったということは、2時間で大体、さっきお答えになったように3ラウンドから4ラウンドするということからすれば、3分の1から4分の1に減額になったということで理解したいんですが、その辺のことはどうお考えですか。

#### 西園都市建設課長

利用する人たちは、今の状況よりもふえてくるというふうに思っているところです。1ラウンド100円という形で高いというそういう意識がある中、2時間で100円ということですので。

#### 松田課長補佐

今回の改正についてはですね、今課長が話があったように協会と話をする中でですね、1ラウンド100円というのがなかなか利用者からすればですね、非常にこの利用しにくいという話があって、そこを確認したところグラウンドゴルフの愛好者の方々から言えば、1回行けば1回で終わるといことはないと、やっぱり最低でも3回4回は最低でもしたいという意見が多かったというのがあったですね、今回そうしたときに3時間という意見が今あったんですが、3時間すればいろいろというのものもあるんですが、利用者が何人いるかというのはあるんですが、聞いてみれば5人で利用した場合は、先ほど課長が話があったように4回ぐらいはできるんじゃないかということで、単純に課長の話じゃないんですけど、お金が1回ですればということでラウンドからすればですね、ただ、先に何人いるかということでひょっとすれば2時間で3回しかできないとか、4回できたとかですね、そういうことで単価で言えば4回の場合25円ということになるんですが、利用者から言えばそういった回数がですね、利用しやすいようなところで今回さしていただいたということになります。

#### 濱崎國治委員

私はですね、単純に考えてですね、さっきおっしゃったように3ラウンド4ラウンドすればですね、3分の1から4分の1だと思っんですよ。そういう認識は、先ほどかなり説明されましたけども、私はそういう認識でいるんですが、そういう認識にはなられないんですか。単純に考えてですよ。

#### 西園都市建設課長

認識的には安くなったというふうに思っております。

[濱崎國治委員「はい、ありがとうございます。もういいです」と発言]

#### 石澤正彰委員

私は当初から高すぎるって言っていた一人なんですよね、今濱崎委員がおっしゃいましたが、安くなったんじゃないかと、要するに課長も松田補佐もグラウンドゴルフのどういう感じでみんな練習でも試合でもやるかというのは御存じやと思っんですが、そこら辺をですね、あのコースはですね、はっきり言っ方がいいコースじゃ私はないと思う、私も愛好者ですから。1回回って100円取られるという、取られるというほうにね、皆さん思っっておったんですよ。利用者が減少した、今度安くなりましたけども、例えば10人で行っても12人で行ってもですね、1番からスタート5番からスタートという形で二組は入るわけですよ。そういうところをやはりおわかりになってですね、今後対処していただきたいなと思っます。コースの管理はですね、そこそこという気がするんですけどね、今後ともやはりしていただける、せっかくなつくたわけやからいい管理をしてもらっね、お客さんをお呼びしていただきたいな

と思います。よろしくお願ひします。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第30号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

（都市建設課 退室）

（水道課 入室）

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

次に、議案第7号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算第2号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

**浦水道課長**

議案第7号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算第2号について御説明申し上げます。補正予算書の21ページをお開きください。

債務負担行為であります。平成27年4月1日から業務を行う簡易水道施設管理等業務委託料ほか4件について、その契約手続きなどを3月中に行う必要があることから債務負担行為を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、質疑に対する答弁は、私もしくは担当係長がいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第7号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算第2号について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第10号、平成26年度阿久根市水道事業会計補正予算第1号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

議案第10号、平成26年度阿久根市水道事業会計補正予算第1号について、御説明申し上げます。

補正予算書の51ページをお開き願ひします。債務負担行為であります。平成27年4月1日から業務を行う水源地管理業務委託料ほか8件について、その契約手続きなどを3月中に行う必要があることから債務負担行為を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、質疑に対する答弁は、私もしくは担当係長がいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**松元薫久委員**

51ページの一番下ですね、おれんじ鉄道土地賃借料というのを教えてください。

**浦水道課長**

おれんじ鉄道の線路の下にですね、本管が入っているものですから、

[「どこに」と発言する者あり]

5カ所ですね。折口阿久根間のところと阿久根牛ノ浜間、あの延長的には距離的には言ってもですので、折口の踏切がありますが下のほうに、あそこのもう一つ上の踏切のところだと思います、これは。

[発言するものあり]

[「わかりました」と発言する者あり]

それと、阿久根牛ノ浜間といいますと、これに1、2、3、5件ありますね。踏切のところにありまして、一つは踏切のないところが波留のガードのちょっと北側のほうにあります。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第10号、平成26年度阿久根市水道事業会計補正予算第1号について、審査を一時中止いたします。

（水道課 退室）

（生きがい対策課 入室）

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第5号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 早瀬生きがい対策課長

議案第5号、平成26年度一般会計補正予算第8号のうち、生きがい対策課所管分について、歳出予算からご説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表繰越明許費3款2項児童福祉費の保育所緊急整備事業及び認定こども園整備事業については、現在、学校法人めぐみ学園による認定こども園の園舎建築中ではありますが、平成27年度へ事業繰り越しとなるため、補助金についても全額27年度へ繰り越そうとするものであります。

7ページをお願いします。債務負担行為ではありますが、下から2行目相談支援事業委託料から8ページの下から3行目のまでの地域子育て支援センター事業委託料までが、生きがい対策課分であります。

続きまして13ページをお願いいたします。上から2段目保育所施設整備事業債1,160万円は、めぐみ保育園の整備について待機児童解消加速化プラン加盟により、補助率4分の1から特別補助の12分の1に市の負担分が減少しましたが、これが過疎債が適用されないことから一般財源に組みかえ、補正額0円としました。また、下段の認定こども園整備事業債については、解体撤去費等の変更により補助基準額及び市補助額が増額したため、130万円増額補正するものであります。

19ページをお願いいたします。それでは、歳出予算からご説明いたします。

3款1項2目心身障害者福祉費の補正額1,502万5千円は、平成25年度における障害者自立支援給付費、地域生活支援事業費、障害者医療費、障害者通所事業費等の国県負担金の受け入れ済額5億530万円のうち、超過受け入れ分1,502万5千円を精算返納するものであります。

20ページに移ります。3款2項1目児童福祉総務費の地方債から一般財源への財源組替は、13ページの地方債変更で説明しました1,160万円の減額と130万円の増額であります。

次に歳入についてご説明申し上げます。17ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金の補正額620万8千円は、今年度、暮らし安心・地域支え合い推進事業を市単独事業として実施してきましたが、県の基金事業として認められたため増額補正するものであります。

20款1項2目民生債は、歳出で説明しましためぐみ保育園整備に係る過疎債の減額補正

であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **松元薫久委員**

8 ページのですね、債務負担行為のところ「食」の自立支援事業委託料ということで、年々これ増加傾向にあるように感じているんですけども、実態としてどういう状況なのか、お聞きしたいんですけど。

#### **早瀬生きがい対策課長**

「食」の自立支援事業につきましては、平成25年度で6万食近い配食状況がありました。そして、26年度の状況というのは若干落ちているというような状況もあります。これについては、一つは福祉施設、グループホーム等からそこに通所してこられる方々へグループホームを利用されない日の配食部分であったり、あとは民間の給食サービスという部分も若干はあったりしております。その中で今回若干予算が上がった部分というのがですね、今までは1社に協同食品さんなんですけど、そこに随契の委託というような形でやっておりましたので、実際にはその中で問題点が大きく2点、一つは配食の時間が脇本、大川等に相当かかるということと、あと個人個人へのメニューの提供、例えば柔らかい御飯とか量とかその面が60歳から90歳まで一緒であったということから、協同食品のほうとしてもなかなか1回あたり、昼夜ですが、100食近い状況では対応も難しいということで、それを解消するために大川、西目、これが大体30食ぐらいなんですけど、そちらのほうをちょっとあの、公募をかけて事業者選定しようと、そうしますとその辺の解消も諮られるということと、あと委託につきまして見積もり委託であった部分を1食あたりの単価設定することによって、ほかの事業展開もできると。ですから、協同食品であれば、我々が今まで委託していた分ですから、例えば、時間があってもほかのことが一切できないというようなそういう部分がありました。ですから、今後は1食あたり幾らというような単価設定でやりますと、それ以外でもいろんな提供できると、例えば、この食の、こちらでありますと一人暮らしとかそういう条件が厳しいんですけど、例えば、隣にいらっしゃる夫婦の方でも給食が希望されれば、事業所として通常の配食、うちのほうとこの事業とは違った形でのサービスも展開できると、そういうことから若干額が上がっております。以上です。

#### **松元薫久委員**

それで利用者の方の負担は、今までと同じと考えていいですか。あともう一つ、大川西目地区の方面の南部地区というんですかね、

[発言するものあり]

じゃ、利用者負担について。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

ちょっと、今一問一答という委員からありましたけど、一問一答、簡潔に答弁もしてください。お願いします。

[早瀬生きがい対策課長「はい」と発言]

#### **早瀬生きがい対策課長**

350円はうちのほうで食のこの事業にかかわる方は350円です。それ以外の方の場合は、事業所のほうで料金は設定されます。

#### **松元薫久委員**

その件はわかりました。もう1点、大川西目方面をだれかやったださる事業者があると

いうことでいいんですね。

#### 早瀬生きがい対策課長

現在のところ2カ所からちょっと照会がきております。

#### 松元薫久委員

知らないのでも聞きたいのですが、7ページが一番下ですね、地域活動支援センター事業委託料というのは、どういうものなのか教えてください。

#### 早瀬生きがい対策課長

障がい者施設でありますと、これは脇本のあいわの里になりますが、実際通所の方々の中でも、就労という形が難しい方々であって、かつ家ではなかなか保護者の方々が1日中面倒を見れないという方々を送迎した中で、いろんな自立に向けて指導するというそういう事業であります。これについては長島と負担金を出し合っただけの事業ということになります。

[松元薫久委員「わかりました」と発言]

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第5号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第22号、阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 早瀬生きがい対策課長

議案書の40ページをお願いいたします。議案第22号、阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

阿久根市保育の実施に関する条例は、昭和62年、児童福祉法の規定に基づき制定し、現在まで保育に欠ける要件を定めて保育を実施してきました。今回、子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則の制定に伴い、保育の必要性、必要量、支給認定に係る規則を制定予定であることから、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、従前の条例の条文は第3条まででありましたが、制定予定の規則は第17条までを予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第22号、阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第23号、阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 早瀬生きがい対策課長

42ページをお願いいたします。議案第23号について、ご説明いたします。

この条例は、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、市町村の設置する保育所その他の公立施設に関しては、徴収する利用者負担額が地方自治法における公の施設の使用料に該当するとされ、その上限等を定める必要があること。また、私立施設の利用者負担額を一括して本条例で規定し、具体的な金額等を規則に委任するため、この条例を制定しようとするものであります。

条例第1条では、趣旨について。第2条では、利用者負担額について、政令で定める額を上限とし、規則で定めることについて規定しました。第3条では、利用者負担額の減免について。第4条では委任について規定し、附則では、特定保育所の保育費用の額及び私立幼稚園の利用者負担額の経過措置について規定したところであります。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **濱崎國治委員**

前の議案22号もだったんですが、今度の23号についてもこれまで条例で定めている分を政令で定める額を限度として規則で定めるということではありますが、この規則で定めるということは、もちろん議会の承認、議決がいない、変更の場合、議決がいないということになるんですが、これはそういう、いわゆる国の流れになっているのでしょうか。その辺を一つお伺いしたいと思います。

#### **猿楽係長**

従前の保育所の負担金につきましては、児童福祉法により徴収できるというふうに定められていたと、それがまるごとなくなった、今後については、子ども子育て支援法に基づいてその附則で負担金を徴収できるとなっております。その範囲を定めるために、まず上限を条例化しなければならないという問題が出てきた。というのが公の施設である公立保育園を阿久根市は持っておりますので、そこにおいて、私立保育所も同時にその上限を定めることによって、委任としてはその規則及び要綱等によって詳しい料金の設定はできることとなります。よって、国の法令に従って、準じた例規整備を今行っているというところです。ちなみに料金につきましては、先に保護者説明会等を行って、保護者様には案として提供しております。ホームページ上にも案として載せておりますので一般のかかわる方への周知というのにはできたのかなというところです。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第23号、阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第24号、阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### **早瀬生きがい対策課長**

それでは、45ページをお願いします。議案第24号について説明いたします。

この条例は、児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法第6条の次に小児慢性特定疾病の条項が追加され、児童発達支援の条項が繰り下げられたことから、条例の引用条項について改正しようとするものであります。小児慢性特定疾病の条項が、児童福祉法第6条の2第2項となったため、児童発達支援の条文が第6条の2の2第2項となったものであります。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第24号、阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課 退室)

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

休憩に入ります。

(休憩 11:48 ~ 13:00)

(健康増進課 入室)

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第5号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

**佐潟進健康増進課長**

議案第5号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第8号について、健康増進課所管分について御説明いたします。

補正予算書の19ページ、歳出をごらんください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正額2,057万2千円の減額は、国民健康保険特別会計への繰出金の減額であり、事業勘定分と施設勘定分について歳入等の増により減額するものであります。3目老人福祉費の補正額25万9千円の減額は、介護保険別会計への繰出金の減額であり、介護保険給付費の増加見込みに伴う市負担分の繰出金31万2千円とシステム改修負担金11万4千円の増額と北薩広域行政事務組合への負担金が68万5千円減額となったことによる合計額であります。

20ページになります。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正額253万4千円の減額は、保健師嘱託員の雇用がなかったことにより、報酬と共済費を減額しようとするものであります。3目予防費の補正額330万円の減額は、各種予防接種のワクチン購入費を減額しようとするものであります。

次に債務負担行為補正について、ご説明いたします。

8ページをごらんください。健康増進課所管分については、表の下から2項目の二つと次のページの2項目目までであり、在宅当番医制事業委託料と妊婦・乳幼児健康診査業務委託料及び予防接種ワクチン購入費、並びに個別予防接種業務委託料4件について、年度当初から事業開始できるよう債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**松元薫久委員**

20ページですね、4款1項1目の保健衛生総務費で保健師さんがいないということなんですけども、これどれくらいの期間いないということなんですか。

**佐潟進健康増進課長**

この保健師の嘱託員の雇用につきましては、年度当初、当初予算に計上してありまして訪問等の強化をしようということで計上いたしましたけども、応募がなくて今回減額することになります。

**松元薫久委員**

それでも大丈夫だったというふうに考えていいんですか。

**佐潟進健康増進課長**

はい。結果的には、はい、大丈夫だったです。

**松元薫久委員**

ということは、今後応募はしないということでしょうか。

**佐潟進健康増進課長**

27年度当初予算には、計上いたしておりません。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第5号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第6号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第2号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

**佐潟進健康増進課長**

次に、議案第6号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。特別会計補正予算書の10ページをごらんください。

第7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金の補正額220万1千円の減額と2目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額704万9千円の増額は、拠出金の額がそれぞれ確定したことに伴い、補正しようとするものであります。

第11款諸支出金2項1目直営診療施設勘定繰出金の補正額267万1千円は、大川診療所における運営費への交付金として国民健康保険特別調整交付金が決定的ことから国保事業勘定でこれを受け入れ、直営診療施設勘定へ繰り出すものであります。

次に歳入は、9ページをごらんください。

第4款国庫支出金1項2目高額医療費共同事業負担金の補正額55万1千円は、高額医療費拠出金の額が確定したことによる減額であり、2項1目財政調整交金の補正額267万1千円は、歳出で説明いたしました大川診療所分の調整交付金であります。

第5款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金の補正額55万1千円の減額も、国庫支出金と同様に高額医療費拠出金の額が確定したことによるものであります。

第8款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金の補正額802万1千円は、国保連合会から交付される高額医療費共同事業費の額が確定したことにより増額するものであり、同じく2目保険財政共同安定化事業交付金の補正額1,784万1千円も、交付金の額が確定したことにより増額しようとするものであります。

第10款繰入金1項1目一般会計繰入金の補正額1,991万2千円は、不足する財源として充当していた財政安定化支援事業分を減額しようとするものであります。

次に、直営診療施設勘定について御説明いたします。補正予算書の15ページ、歳出をごらんください。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正額110万2千円の減額は、嘱託職員の報酬や在宅酸素濃縮装置借上げに係る不要分などをそれぞれ減額しようとするものであります。

第2款医業費1項1目医療用機械器具費の補正額40万円の減額は、医療用機械の修繕料等の不要見込分であり、3目医薬品衛生材料費の補正額268万4千円の増額は、診療用医薬品を購入するのに不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

第4款基金積立金1項1目基金積立金の補正額62万円は、阿久根市国民健康保険診療所



基金条例の規定により繰越金の一部と基金利子を積み立てるものです。この結果、平成26年度末の基金残高は740万6,209円となる見込みです。

次に、歳入は13ページをごらんください。

第1款診療収入2項外来収入の合計額の補正額486万4千円は、それぞれの診療報酬収入等の収入が当初予算より増収見込みとなったため、それぞれの見込み額を計上したものであります。

ことしの利用者数は1月末で、延べ1,486人となっており、一日当たり利用者数としては平均7.4人であり、昨年同期と比較してほぼ同じ状況であります。同じく3項その他の診療収入1目諸検査等収入の補正額35万7千円も、各種予防接種等の収入見込額を計上したものであります。

第6款繰入金1項1目国民健康保険診療所基金繰入金の補正額677万8千円は、診療収入の増額や歳出で不用分を減額したことにより基金繰入金を減額するものであります。

2項1目事業勘定繰入金の補正額267万1千円は、大川診療所に係る運営費として事業勘定から繰り入れるものであります。

3項1目一般会計繰入金の補正額66万円の減額は、診療収入と第7款繰越金115万4千円の充当により、全額を減額するものであります。

次に、債務負担行為補正について、ご説明いたします。補正予算書の6ページをごらんください。

事業勘定のドライシーラープレスルエコノⅡ年間保守点検業務委託料1件と、直営診療施設勘定のレントゲン撮影装置に係る保守料など5件の計6件の債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **松元薫久委員**

6ページの債務負担行為のドライシーラープレスルエコノⅡってこれ何なんですかね。

#### **佐潟進健康増進課長**

税務課のほうで国民健康保険税の納付書を圧着式のハガキにする機械です。

[松元薫久委員「わかりました」と発言]

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第6号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第2号の事項について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第9号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第3号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### **佐潟進健康増進課長**

次に、議案第9号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第3号について、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。特別会計補正予算書の42ページをごらんください。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正額22万7千円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る負担金であり、3項2目認定審査事務負担金の補正額68万5千円の減額

は、北薩広域行政事務組合への負担金が確定したことによる減額分であります。

第2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、介護保険基金を財源充当したことによる財源組替であります。8目居宅介護住宅改修費の補正額180万円、2項1目介護予防住宅改修費の補正額70万円は、それぞれの給付費に不足が見込まれるため増額しようとするものであります。

第6款1項1目介護保険基金積立金の補正額1,878万9千円は、介護保険基金の利子分と繰越金の財源充当残額分を基金に積み立てるものであります。

第8款諸支出金3項2目サービス事業勘定繰出金の補正額23万1千円は、地域包括支援センターにおける介護報酬改定に係るシステム改修分の補助金をサービス事業勘定へ繰り出すものであります。

次に歳入は、41ページをごらんください。

第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金の補正額1,848万3千円は、国の負担金が交付決定されたことによるものであり、2項1目調整交付金の補正額3,280万8千円の減額は、交付額が減額となる見込みであるため減額するものであります。4目介護保険事業費補助金の補正額34万4千円は、事業勘定とサービス事業勘定分の介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係る2分の1の国庫補助金であります。

第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金の補正額31万2千円は、給付見込額に対する市の負担分を一般会計から繰り入れるものであり、4目その他一般会計繰入金の補正額57万1千円の減額は、北薩広域行政事務組合への負担金の減額分68万5千円とシステム改修に係る市の負担金11万4千円の合計額であります。

2項1目介護保険基金繰入金の補正額1,691万6千円は、保険給付費の不足見込分について財源充当しようとするものであります。なお、今回の基金取り崩しと基金への積立で、平成26年度末の基金残高は4,362万5,257円となる見込みであります。

以上で事業勘定を終わり、次にサービス事業勘定について歳出から御説明いたします。

補正予算書の47ページをごらんください。第2款1項1目介護予防給付事業費は、介護予防サービス計画作成業務を市内の居宅介護支援事業所に委託する委託料と、介護報酬改定に伴うシステム改修の負担金46万3千円であります。

歳入については、46ページをごらんください。

第1款1項1目介護予防サービス計画費収入の補正額34万4千円は、介護予防サービス計画費を増額しようとするものであります。

第3款2項1目事業勘定繰入金の補正額23万1千円は、介護報酬改定に伴うシステム改修費用を事業勘定から受け入れるものであります。

次に債務負担行為補正について、御説明いたします。補正予算書の38ページをごらんください。

事業勘定の高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託料と「食」の自立支援事業委託料について、年度始めから事業を実施できるよう債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第9号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第3号について、

審査を一時中止いたします。

(税務課 入室)

次に、議案第25号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

### 佐潟進健康増進課長

議案第25号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、はじめに、今回の改正は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の改正と、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を規定したものであります。

介護保険料の改正は、第6期高齢者保健福祉計画に定める介護サービスの見込量などに基づいて算定した、保険給付に要する費用の予想額や地域支援事業に要する費用の予想額などを勘案し、改正しようとするものであります。

算定につきましては、第6期の計画期間であります平成27年度から平成29年度までの3か年における介護サービスなどの標準給付費を約80億5千万円、地域支援事業費を約2億3,900万円、総額で約82億8,900万円と見込み、これに第1号被保険者の負担割合分や所得段階ごとの加入割合の補正係数等に乗じて得た基準額を月額5,600円、年額で6万7,200円と算出いたしました。

現在の介護保険料は、月額4,300円、年額5万1,600円であり、今回、月額で1,300円、年額で1万5,600円引き上げようとするものであります。また、所得段階の階層区分を、国が示した区分通りに現行6段階8階層から9段階とし、低所得者への配慮と高額所得者へは高い保険料率とした保険料率の細分化を図るものであります。

それでは、一部改正の主なものについてご説明いたします。

第2条の改正は、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料を改正しようとするものであり、第1号は、生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額が80万円以下の場合、年額2万5,800円を3万3,600円に、第2号は、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の場合、年額3万3,540円を5万400円に、第3号は、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が120万円を超えている場合、年額3万8,700円を5万400円に、第4号は、世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税でかつ合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円以下の場合、年額4万3,860円を6万480円に、基準額である第5号は、世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税でかつ合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円を超えている場合、年額5万1,600円を6万7,200円に、第6号は、本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の場合等、年額8万640円に、第7号は、本人が市民税課税で合計所得金額が190万円未満の場合、年額6万4,500円を8万7,360円に、第8号は、本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合、年額7万7,400円を10万800円に、第9号は、本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上の場合、年額7万7,400円を11万4,240円にそれぞれ改正しようとするものであります。

なお、介護保険料の全国平均月額5,550円であり、鹿児島県の平均は約5,700円であります。また、本市の基準額の月額は5,600円、出水市は6,100円、長島町

が5,000円、薩摩川内市が6,100円の予定となっております。さらに、第1号被保険者の保険料の軽減強化については国の予算成立後に施行されることとなっております。予定では第1段階の保険料率0.50が0.45と0.05ポイント軽減され、30,240円になる見通しであります。なお、その軽減の財源には国・県・市で賄うこととされており、今後、条例の改正と補正予算が必要になってくるものであります。

次は、附則の条文に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置としまして、第8条第1項から第4項まで加えるものであります。

この地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律は、医療法や介護保険法等の改正とあわせて平成26年6月18日に制定された法律であり、介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療と介護の連携、生活支援と介護予防サービスの充実、さらに認知症の施策について、各市町村の介護保険条例に事業の実施時期の措置を講じるよう示されたものであります。

第1項の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業とは、現在、介護保険の予防給付費でみている要支援1と2の方々に係る訪問介護、いわゆる訪問ヘルパーと通所介護、いわゆるデイサービスについて、地域支援事業に移行するのを平成29年4月1日から行うことといたしました。次に、第2項の法第115条の45第2項第4号は、在宅医療と介護連携の推進を行うことを平成28年4月1日から行うことといたしました。次に、第3項の法第115条の45第2項第5号とは、地域の高齢者の主体的な参加を促しつつ、生活支援や見守り等のコーディネーターを配置することを平成30年4月1日から行うことといたしました。最後の第4項の法第115条の45第2項第6号とは、認知症に係る施策として、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置等について平成30年4月1日から行うことといたしました。

最後に、附則第1条は施行期日を定め、附則第2条は経過措置を定めたものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、税務課と各係長で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 松元薫久委員

1から9までの段階があって阿久根市の方たちというのは、大体どこら辺が対象者が多いところなんでしょうか。あと、すいません、出水と長島の金額を先ほど言われたんですが、ちゃんと聞けなかったもので、もう一度お願いします。

#### 佐潟進健康増進課長

まず、はじめに、一番多い方々のところは、第1段階のところは2,247名と推計しております。それから、出水市は6,100円、長島町が5,000円であります。

#### 松元薫久委員

今、(1)の年額33,600円というところが2,247名いると、次はちなみに。

#### 佐潟進健康増進課長

次は第2段階のところは1,374人。

[発言するものあり]

次は第3段階のところは962名、1段階から3段階までで全体の56.7%となります。

#### 松元薫久委員

すみません。最初で言えばよかったんですが、ずっと下まで人数を（聴取不能）

## 佐潟進健康増進課長

第4段階が792、第5段階が905、第6段階が824、第7段階が574、第8段階が226、第9段階が170、合計8,082名になります。

## 松元薫久委員

負担が上がるというわけですけど、その支え合う仕組みの中で持ちつ持たれつの仕組みでいたしかたないんだろうとは思いますが、結構上がるんだなという率直な印象なんですけど、昨日の課長の説明の中で、今後10年間老人数としてはあまり大きく変わらないと、ただ、支える世代が減少していく傾向のことをおっしゃいました。今後の考え方としては、こういったものがまたさらに引き上げられるというふうに覚悟を決めておいたほうがいいのか、それともっていう部分で少し考え方をお伺いしたいんですが。

## 佐潟進健康増進課長

今回第6期高齢者保険福祉計画の中では、国は10年後平成37年までを見越して保険料推計も推計しろということとなっております。その中で出た37年の、ちょっと手元に資料を持ってきてませんが、8千幾らかという形になっております。国の平均の金額も5,550円と言いましたけれども、全国的に金額は高くなるというふうに考えております。以上です。

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

## 濱崎國治委員

今回のですね、介護保険料のアップというのは非常に大きいのですが、特に1号ですね、23.2%増ということで、かつ一番に多く2,247人ということでしたが、非常にアップ額が多く、また非常に多くの方が対象になっているんですが、かなり厳しいなという思いがするんですが、もちろん先ほど別の委員からあったとおり、それだけ使った額を皆さんでそれぞれ所得に応じて支払うということをやむを得ない部分もあるんですが、かなり上げ幅が一挙にといいますか、非常に大きいという気がするんですが、課長はどのようにお考えですか、非常に漠然としたことで申しわけないんですが。強いて言えばですね、例えば、5号から、5号どうしでしたら6万4,500円が6万7,200円ということで4%アップなんです、そういうことですかね。4%アップ（聴取不能）。

## 佐潟進健康増進課長

この号数の表の読み方はですね、今現在の6段階8階層、これが9階層になるんですが、まったく同じ階層ではないんですね、ですから、4階層のところと同じようにいくということではなくて、新しい9階層では5階層のところは今現在の4階層になることとなります。ですので、上げ幅としてはやはり結構1,300円基準額が上がるということになります。

## 濱崎國治委員

9、今の例えば5段階になるのは、9段階のうちの5段階になるのは、6段階のときの何号が同じなんですか。

## 佐潟進健康増進課長

新旧対照表のほうを見られているかと思うんですが、そこには6区分しかしてないんですね、でもこれが8階層ということは、3階層と4階層にもう一区分実は設けられています。その4階層の部分のもう一つのところが基準額の、なっています。

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 13:36 ~ 13:41)

### 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

### 濱崎國治委員

この現行と新しい改正後ですね、一番高い人で77,400円が11万4,240円、いわゆる32%アップということで非常に大きな引き上げになるんですが、心配するのが、特別徴収であれば年金等からですね、特別徴収で引かれて100%ということなんでしょうけど、一つは一挙に上がればですね、滞納というのをちょっと心配するのですが、税務課長はこの大きなアップについての滞納と言いますか、もちろん税務課長としては滞納ができるだけないように徴収というのは、するとかそういうのもあるんでしょうけど、これについてどうお考えですか、滞納については。

### 川畑税務課長

この上げ幅については、給付費の関係からこれはもういたしかたない金額であったんですが、確かにご心配されているように普徴に関して収納率の悪化を心配されるところではありますが、そこは我々の努力で頑張っていくしかないと思っています。ちなみに前回23年度から24年度、4期から5期になるときに上げ幅が月700円でした。そのときは、もちろん特徴は100%ですので、そのときはですね、普徴が85.47%が23年度でした。24年度700円上がったときは、88.69%になってますので、単純に上がったからといってそのまま収納率の悪化につながっておらず、このときは収納体制の県の応援もあったりして、そういう収納体制の取り組み方で変えることも可能だと思っていますので、できるだけ頑張って収納率は上げていきたいと思っています。

### 濱崎國治委員

それからしますとですね、この介護保険料のこの引き上げというのを市民の方に対してですね、納税者に対してどういうふうに啓発していくか、理解していただくかですね、その辺が非常に私は大事になってくるんじゃないかなと思います。その対応についてはどうお考えですか。

### 川畑税務課長

毎回、普徴の1期が7月ですので、そのときに介護保険料の段階をお知らせしているわけですが、今回は初年度にあたりますので、その辺給付費が必要だからとかその辺を丁寧に説明している文章を送ろうとは思っていますが、実際問題なかなかそれを見て理解くださることはないと思います。実際上がった金額がいけば、ちょっと窓口への問い合わせ、苦情等が多くなっていきますので、それは一つ一つ丁寧に説明していくしかないと思っています。

### 濱崎國治委員

周知の方法としては、事前に今度の条令改正で、取り消します。

### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

### 竹原恵美委員

今回の増額なんですけども、持続性のためには今までだって金額は上げないといけないという心配はずっとあったと思うんですが、なぜ今回なのか。条例が改正したからこのときでないといけないのか、それとも今までであっても普段の市独自の金額になってるところを見ると、いつもそういうウォッチをして持続性を高めていく、金額に反映させていくという見方をすべきであったのか、なぜ今なのかというふうにお尋ねします。

### 佐潟進健康増進課長

冒頭申しましたように、介護保険料については、3年ごとに見直しをすることとなっております。その3年間の介護給付費総額プラス地域支援事業費を合わせて、それを第1号被保険者数で割るということで、3年ごとに将来推計額を見定めて保険料の基準額を算定していくということです。以上です。

### 竹原恵美委員

今までの算定が悪いとはいいませんけれども、すごく急激に上がってしまったのは、この3年間の見直し、3年間の状況がすごく変わったからこういう値が出たのか、それとも前段階からゆっくりスライドできる方法がまだあったのかお尋ねします。

### 佐潟進健康増進課長

それにつきましては、この今までの24年、25年、26年の3カ年の間でグループホームの増床、それから地域密着型の小規模多機能の新設、それと小規模特養2施設できました。入所施設がそうやってできたことで給付費の増が図られ、また今度は逆に在宅の部分での減が図られてトータルすると、やはり給付費がふえていっている状況ではあります。以上です。

### 竹原恵美委員

施設の設置、建設自体がぱんと反映してきた結果になったわけですが、ということは運営の中で今在宅が減って、入所の施設がふえたということが反応してくるわけですが、これからは方向性として在宅を国は進めているというふうに言うけれども、阿久根は入所施設が随分ふえてしまった。これからも同じように入所施設を進めていくのか、在宅を、やっぱり数が足りないとすれば在宅を推していくという方向性にあるのか教えてください。

### 佐潟進健康増進課長

入所施設の整備につきましては、ある一定程度これで終了というふうに見込んでいます。ただ、大川地区につきましては、高齢化率もかなり高いですので、またサービス事業者等もほとんどありませんので、大川地区においては何らかのそういうサービス拠点を検討していきたいというふうに思っています。

[竹原恵美委員「了解」と発言]

### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

### 石澤正彰委員

条例が施行されればですね、いつきすれば市民の中で出水市はどげんやっど、薩摩川内はどげんやっどという話が結構出ると思うんですよ。そこらあたりは研究されているんでしょうか。

### 佐潟進健康増進課長

一応、保険料の部分については、今し方金額をお示ししましたけども、やはりそこに所在する施設、それからサービス事業者の数、そういった部分と、あと人口の分かれ方というかなですね、階層の、年代別に違うものですから、そういった部分については問い合わせ等ありましたら丁寧に対応していきたいというふうに思っています。以上です。

### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第25号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

(税務課 退室)

休憩に入ります。

(休憩 13:50 ~ 13:59)

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第26号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### 佐潟進健康増進課長

次に、議案第26号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回、国において介護保険制度関連の見直しが行われ、介護保険法施行規則等の一部が改正され、あわせて平成27年度からの介護報酬等の改正も行われることとなりました。

それに伴い市町村で制定したこれらの運営基準等を改正しようとするものであります。

それでは主な改正内容についてご説明申し上げます。条例議案等参考の29ページをごらんください。新旧対照表であります。

まず、目次中、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に変更し、以下の条文においても同様に変更するものであります。なお、この複合型サービス、看護小規模多機能型居宅介護とは、平成24年度に創設されたサービスであり、医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスを常勤の保健師又は看護師を1名以上配置し、がん末期の看取りや病状不安定期における在宅生活の継続支援を主治医と密に連携をとり利用者や家族の状態に即応できるサービスであり、現在県内では2ヶ所だけあります。

次に、33ページをごらんください。

第78条の2は、指定認知症対応型通所介護事業者の事故発生時の対応について規定しました。

次に、37ページをごらんください。

第85条では、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人以下から29人以下へと改正し、通いサービスの利用定員について25人を超えた場合を規定しました。

次に、43ページから50ページまでの改正も複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護へと変更したことによる字句の改正であります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 大田重男委員

先ほど県内2カ所ということだったですけど、それはどこどこですかね。

#### 佐潟進健康増進課長

鹿児島市にある、しあわせの杜・ケアレジデンス星の街とナカノ複合型サービス、ナカノ在宅医療センターになります。

[大田重男委員「わかりました」と発言]

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。



[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第26号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第27号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### **佐潟進健康増進課長**

議案第27号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例も議案第26号と同様に介護保険法施行規則等の一部が改正され、これらの運営基準等を改正しようとするものであります。

それでは主な改正内容についてご説明申し上げます。条例議案等参考の52ページをごらんください。

第7条第4項の規定は、指定介護予防認知症対応型通所介護における夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、事業開始前に市長に届け出ることを規定いたしました。

次に、54ページをごらんください。第37条第4項は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故発生時に必要な措置を講じることを規定いたしました。

次に、56ページをごらんください。第44条第7項では、複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護へ変更するものであります。

次に、58ページをごらんください。第47条では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人以下から29人以下へと改正し、通いサービスの利用定員について25人を超えた場合を規定いたしました。

その他につきましては、法の改正による引用条文の改正及び名称の変更等により改正をいたしました。

最後に附則は、条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第27号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第28号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

#### **佐潟進健康増進課長**

次に、議案第28号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行により、介護保険法の一部が改正され、従来、厚生労働省令等で定められていた指定介護予防支援事業所等有する従業者の員数に関する基準並びに介護予防支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、市の条例で定めることとされたため、省令どおりに本条例を制定しようとするものであります。

第1章は総則であり、第1条から第3条まで、条例の趣旨及び定義、指定介護予防支援事業者の資格を定めたものであります。

第2章は基本方針であり、第4条で指定介護予防支援の事業及び指定介護予防支援事業者の基本的に守らなければならない方針を定めたものであります。

第3章は指定介護予防支援者の従業員の員数、管理者について定めたものであります。

第4章は運営に関する基準であり、第7条から第31条まで、事業者の行うべき運営事務について定めたものであります。

第5章は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であり、第32条から第34条まで、指定介護予防支援の基本取扱方針、具体的取扱方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意点について定めたものであります。

第6章は基準該当介護予防支援に関する基準であり、第2章から第5章までに定める指定介護予防支援の基準を準用することを定めております。

次に、附則では、この条例の施行期日、経過措置を定めるとともに、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について条番号を改めることを定めたものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **濱崎國治委員**

この条例の制定については、この提案理由にあるんですが、地域の自立性及び自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によるということではありますが、これについては、いわゆる国、県からの条例制定案、いわゆる準則どおり制定したということによろしいんですか。

#### **佐潟進健康増進課長**

はい、そのとおりでございます。文書等の保存を国は2年としてありますけれども、ここでは、5年としてあります。そこは、介護給付費の遡及したりして請求等で記録がなかったらできないということで、一応5年としてあります。以上です

#### **濱崎國治委員**

その5年というものの文書保存については、阿久根市の文書保存との関連して定めたということですか。

#### **佐潟進健康増進課長**

地方自治法上の制定に基づいてやっております。事業者介護給付費の過誤等が合った場合、市の返還請求権は地方自治法により期限が5年間と定められていることから、記録の保

存年限を5年間ということにしております。以上です。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第28号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第29号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

**佐潟進健康増進課長**

次に、議案第29号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行により介護保険法の一部が改正され、従来、厚生労働省令等で定められていた地域包括支援センターに関する基準については、市の条例で定めることとされたため、省令どおりに本条例を制定しようとするものであります。

第1条は、条例の趣旨について。第2条は、包括的支援事業や地域包括支援センター等の用語の意義を規定いたしました。

第3条は、地域包括支援センターの運営の基本方針を規定し、第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を、第2項では一定の場合には基準を緩和して、その員数を認めるものであります。

次に、附則は、施行期日を平成27年4月1日と定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**濱崎國治委員**

この条例の制定については、昨日の本会議でもそれぞれ質疑があつて、それに対して課長が答弁されておりましたので、そこで非常に理解できました。以上です。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに質疑はありませんか。

**鳥飼光明委員**

保健師とか、それから社会福祉士、こういう非常に不足しているという関係で、阿久根市に登録している保健師、社会福祉士、介護支援専門員、こういう人たちを把握しているのかどうか。

**佐潟進健康増進課長**

把握しておりません。

**鳥飼光明委員**

していないということですけども、今後ですね、やっぱりこれを把握する必要があるんじゃないかと思しますので、ぜひですね、市内にはどういう人がどういう資格を持った人が何人いるとかですね、やっぱり把握するべきだと私は思うので、今後はそういう調査をしていただきたい。要望で終わります。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第29号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、審査を一時中止いたします。

(健康増進課 退室)

各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

[「なし」と発言する者あり]

現地調査については、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

ここで各委員の御意見を伺います。

[発言するものあり]

今までで審査したことに対する御意見を伺います。

[「なし」と発言する者あり]

きょうの委員会の中身についての意見があれば、伺いますがなしということで、それでは、議案第5号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第8号について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

#### 竹原恵美委員

今回ここで産業厚生で行った部分に対しては異議はないんですけども、私は一般会計の中で市民交流センターが入っておりまして、これが期間が延びて実行されるということで、これに対しては私は反対をして、継続して反対しておりますので、この観点から私は、

[発言するものあり]

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 14:19 ~ 14:21)

#### 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第5号について討論はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第5号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第6号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第2号について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第6号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算第2号について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第7号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第3号について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第9号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、平成26年度阿久根市水道事業会計補正予算第1号について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第10号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第22号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第23号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第24号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第25号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第26号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第27号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第28号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第29号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第30号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次にお諮りします。当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、3月2日、月曜日は休会としたいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、3月2日は休会とすることに決しました。

次にその他ですが、委員のほうから何かありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 14:29)

産業厚生委員会委員長